

○古都賢一振興課長 報告聴取とかはできるわけです。

○池田省三委員 ペナルティーを課せられない。

○古都賢一振興課長 すぐには課せられないです。ですから、どこかそこで違反がありや、なしやとか、それから報告聴取で、いろいろ聞けるということは当然だと思います。

○田中滋座長 石川委員の言われた、はずれ値に関する情報公開については、いかがですか。

○池田茂委員 はずれ値か何か知らないですけども、世の中の商品は、安いものから高いのがあるんですから、飛行機だって、何千円からアメリカへ行ける券から高いのまであるんですから、それを何が適正かというのは難しいですよ。

それで、池田(省)先生のお話のように、お客さんは価格に余り興味がないのは、自己負担が10%だから、ほとんど関係ないから興味がないんです。

ですから、もし、介護給付費を抑えるというのなら、ある金額よりも、お客さんはいいものがほしい人もたくさんいるわけですから、公定価格というのは、私は反対なんですけれども、例えばベッドならベッドでもいいですから、ある金額を超えたら負担率を3割から4割に高くするとか、選択権を与えてやらないと、例えばここにも公定価格と出ていますけれども、公定価格にしたら、まず、メーカーは開発意欲はなくなるし、必ず品質も下がるわけですから、やはりある程度の枠を設ける、それを超える人には負担率を高めるとか、そういう選択権を与えるような形にしないと、何が適正価格か、やっている人間もわからないんですから、やっていない人間はもっとわからないと思います。

我々はサービスですから、飛行機の運賃を見たって、あれもサービス業ですから、こんなに差があるんですから、何が適正かと決めるのはなかなか難しいと思うんです。

ですから、価格というところには、お客さんの判断で決めるような仕組みにしてあげないと、これは高いだろう、安いだろうという議論は非常に難しいと思います。

○田中滋座長 公定価格の話と、保険給付額あるいは保険給付率とは別の議論であるとの指摘ですね。それから、さっきの東昌委員の話とつなげると、お客様が選ぶというけれども、お客様がそういう情報を持っているかどうかわからない、が今までの議論ですね。価格も情報の1つとして、最大の決定要因ではないけれども、情報の1つにはしているだろう。それを知らないで決定しているのと、知っていて、なおかつ高い価格では全然意味が違うので、それを区別しようとの議論がなされています。

どうぞ、お願いします。

○古都賢一振興課長 今の価格の話でありますけれども、現在、情報公表制度をやっており、全事業所の方々に年1回情報を公表していただいています。その中に、全部事細かに書けないので、上限で一番高い価格、例えば車いすで最大幾らの価格で貸与しています等ということ公表しておりますので、本来は、地域で貸与事業者さんを比較していただければ、車いすでこの額のところもあれば、安い額のもあるということで、利用者の選択として、これを使っていただくというのは、1つの方法かもしれません。そういう意味では、一番高い価格というのは、本来、各事業所さんが隠さない限りは、基本的には公表されているということだと思います。

○田中滋座長 どうぞ、木村(憲)委員。

○木村憲司委員 私は、福祉用具のメーカーの団体として申し上げるので、流通の価格について決定する立場ではないということを前提に申し上げますが、いずれにしても福祉用具のメーカーにしても、福祉用具の貸与に関わる事業者の方も、介護保険という制度の下で、非常に貴重な財源を使って我々のビジネスが成立しているという自覚は十分に持っていると思うんです。

ただ、こういう調査をしたときに、極めて高い価格がはずれ値として出てきたということであれば、やはり極めて高いはずれ値だけでも、その実態を調べてみるということが、我々業者にとっても、非常にこれからの姿勢としても、あえて我々が公表するというような姿勢があってもいいんじゃないかと感じました。

○田中滋座長 調べてもらった方がありがたいということですね。

○木村憲司委員 はずれ値についてです。

○田中滋座長 どうぞ。

○池田省三委員 私は1時間しかいられないもので、誠に恐縮なんですけど、先に発言させていただきます。例えば車いすなら車いすについてどんな製品があるかという標準的なカタログみたいなものというのは、県単位の事業者辺りで用意できて、その中から選ぶということだって可能ではないかと思うんです。要するに、いいものが高いということは否定してはいけません。

福祉用具が自由価格になったというのは、ある意味で非常に評価しているんですけども、さっきおっしゃったように、福祉用具の技術革新、開発みたいなものを促進していくというのは、これからすごく重要なんです。それは、単に日本の高齢者だけでないと思います。これから NIES、その後に中国と、アジアが急速に高齢化していくときに、福祉用具というのは、大きな輸出産業になる可能性もある。その芽を摘んではいけないということで、高いものは高く売っていいという前提に立って、何で高いのかということがわかるような仕組みはできないか。一般的に言えば、こういったものというのは、業界なりが1つの努力みたいなことをするのだろうけれどもね。

そこで質問なんですけれども、調査の回収状況を見ると、有効回答率が4.7%で信じられないような数字になっている。回答率は28.9%、3割切っているんですけども、我々が研究で一般的にアンケート調査を出しても、大体3分の1は戻ってきますね。業界がやって、この回収率ということは、どうなんだろう。ある意味でまだきちんとした業界自治とか、そういったもののができていないとするのであれば、それをどうするんだということを考えることも非常に重要だと思います。

○田中滋座長 回答自体が低いことが問題である。どうぞ。

○北島栄二指導官 一応、調査の回収率の件でございますけれども、大きく2つの調査がございます。1つは価格の分析の対象としてレセプトを用いたもの、こちらの方はおおむね50%程度を対象としております。

一方で、今、池田(省)先生がおっしゃいましたレセプトではなく、損益表の分析、これにおきましては4.7%ということでございます。ですから、価格の御議論のときの調査は何か、損益のコストについての調査は何か、それぞれの回収率及び有効回答率を御参考いただければと思います。

○池田省三委員 後段のものというのは、かなり技術的に難しいから回答が困難だったとか、間違いが多かったということなんですかね。

○北島栄二指導官 そちらにおきまして、注釈している部分がございます。それも続けて御説明ということでよろしいでしょうか。

○田中滋座長 はい。

○北島栄二指導官 まず、元に戻りまして、資料の3で御説明いたしました内容でございます。2ページ目でございます。4.7%ということでございます。

これは、分析対象とした調査票は少数にとどまったということで、あえてこちらの報告書の方でも注釈を入れさせていただいております。これは整合性が確保された正確なデータ集計を行うため、サンプルを絞り込んだためということでございます。

ですから、有効な回答数としては少ないんですが、回収の数はそれより多かったということです。

では、なぜそのように少なくなったかといいますと、電算基準を設定の上、記載された数字の整合性が確認されたもののみを集計の対象としたということでございます。

繰り返しになりますけれども、これがすべての代表値ではないということに御留意もいただきたいということでございます。

○田中滋座長 池田(省)委員、これは3つの調査がありまして、レンタル価格についての調査と、経営の調査と利用者調査です。レンタル価格の方は、もともとレセプトの統計で5割ぐらいの回答があるのに対し、実態調査は、事業所ごとの損益は事業者として分類し切れない場合もあったためあって少なくなった。レンタル価格の調査の回収が4.7%ではない。すみません、見方が少しわかりにくかったかもしれません。

次に、池田(省)委員が早めに退席されると伺っているので、3、4、5についても、一言いってから帰らないと、せっかく来たのに、おれは言い足りなかったと思われるといけないので、どうぞ。

○池田省三委員 申し訳ございません、座長の配慮をいただきまして、まず、3の方なんですけど、これは理由がきちんと整理できれば、言わば貸与と購入、それをどこで分けていくかということが整理できるのではないかとということと、やはりどうも福祉用具そのものをケアマネジメントするというか、斡旋するというか、そのところがかなりいいかげんであるのではないか。今をどうするかということばかり考えて、来月どうなるのか、来年どうなるのかという、その人を時間的に把握するという、これは福祉用具だけではないと思いますけれども、ケアマネジメント全体の問題として考えなければいけないという気がいたしました。

4なんですけれども、ハードだけではなくて、人的なサービス、ソフトというのは非常に大きな意味を持つんですけれども、これをどう整理するかということ。例えば回数とか時間でやると、行っただけでもカウントされてしまうところがあるので、この辺の評価というのはたいへん難しいんだろうけれども、やはり一定のガイドラインみたいなある程度1つの水準を示す必要はある。人の方に金を付けるというのは、理論的には非常に合理的なんだけれども、つくる形式がきわめて難しいという、これは介護保険全体に言えることなんですけれども、一つの標準化という作業は福祉用具の場合、ほかと比べてかなりやりやすいと思うんですが、その辺の作業がどうなっているのかな

という気がいたしました。

最初なものですから、余り細かいことは言いませんが、全体として、私は自由価格ということについては、やはり守っていくべきだろう。実はほかの介護サービスだって自由価格にしていいようなものというのがあるのではないという気がするんですけども、自由価格にする場合は、必ず利用者側が選択して決定をするという、それが働かないと何の意味もないので、それは価格ではほとんど期待できない。ということは、品質とサービスの問題であるということ。そのところをきちんとどう整理していくかということだろうと思っております。

誠に申し訳ございません。もう少しで時間になってしまいますので、そういうことで一応終わります。

○田中滋座長 最初に申し上げたように、この話は介護保険全体の給付の一種の一般理論になり得るものを含んでいると、その点、ありがとうございました。

では、お待たせしました、山内委員どうぞ。

○山内繁委員 はずれ値の問題と、物の価格あるいは利用者にとっての価値というのは全く違う話であって、特にどの用具が適切であり、その用具の中のどういうタイプが適切であるかということは、個人個人によって、それからそれを使う環境によって変わってくるものですから、物の値段一般で議論すると、これはとても大変になってくる。

ただ、やはり問題になってきているのは、はずれ値として、これはだれが見てもおかしいでしょうというものは、やはりあるわけで、そのところをきちんとするのが第一、まず最初に手を付けるんだろうと思います。

もう一つは、利用者にとってのメリットの面と価格とが対応しているかどうか、それが自由価格制度でもって、合理的に本当になっている方が実は物すごく難しい問題なので、これはまた別の問題としてきちんと、きちんとと言われても難しいんですけども、そのものの価値の決め方が難しいですから、勿論、宿題として我々もずっと考えていかなければいけない問題だと思えます。ですから、それは一応、別にした方がいいように思うんです。

○田中滋座長 どうぞ。

○久留善武委員 論点1と論点2の議論で、価格の話が出ているんですけども、伺っている価格の話は、割と物に、用具そのものの価格によった、いわゆるハードによった部分がありますが、貸与価格というのは、サービスも併せた価格構造になっておりますので、資料2の4ページにありますように、貸与価格は物品の価格を月単位で継続的に算定するものと、人的サービスを全体で押しなべて月単位で組み入れているものがございまして、レンタル価格の問題をいうときには、いずれも加味した形での議論をしなければいけないだろうというのが1つ。したがって物の価格だから、単純に減価償却が終われば、価値が下がるでしょうというような単純な議論ではないということが1つあります。

もう一つ、はずれ値について、国保連の介護給付適正化システムは、ちょっと確認をしていただいた方がいいと思うんですけども、コンピュータシステムの中で、貸与価格の高いものと、一番低いものを引き出して、平均値を出して、そこからどれだけ外れているかというところで異常値を

引き出すシステムになっているのではないかと思うんですが、そうであるとすれば、既にはずれ値の部分、そこで一旦チェックができて、そしてそれを保険者がどう取り扱うかと言うことで対応できるのではないかと思います。

先ほど池田(省)先生がおっしゃったように、既に保険者の方で、積極的に情報をとって貸与事業者を呼んで、何でこんなに高いんだということをやっている市町村もありますので、そこは現行のシステムでも十分対応できる範囲ではないかと思います。

もう一つは、私も個人的には、自由価格制肯定論者でございますが、平成 10 年の医福審の議論のときにも、やはり公定価格にするか、自由価格にするか、相当議論があつて、その上で、池田(省)先生がおっしゃったようなことを前提にしながら、介護保険の 1 つの大いなる実験といいますか、本当に市場原理というものと、社会保障給付というものが適正に融合していくのかということでの議論がなされた上での試行的取組であると認識しておりますので、そういった点でいうと、やはり価格の硬直化とか、上限を決めて、その範囲でやれというようなことにはしない方がいいのではないかと思います。

そうしたときに、やはり先ほどのデータの問題もそうなんですけれども、介護保険の前段にありました老人日常生活用具給付等の場合は、先に「物」ありきで、それを利用者にご供するかがということが前提でしたけれども、介護保険制度というのは、利用者の実態をアセスメントして、その人の状態に応じてどういうサービスを提供したらいいか、また、福祉用具をどういう形で提供したらいいかということを経営管理する。個別マネジメントの仕組みの中で貸与が位置づけられておりますので、現状として介護支援専門委員、先ほどの指導官の御説明にもありましたように、貸与事業者の福祉用具専門相談員と、介護支援専門員が十分に協議した上で必要性の判断、それからどういう福祉用具を適用するかということの選定相談をしているわけでございますので、そういった実態も踏まえて、先ほどのサービスと物の価格もそうなんですけれども、議論をしていった方がいいのではないかと思います。

○田中滋座長 ありがとうございます。どうぞ、伊藤委員。

○伊藤利之委員 はずれ値の問題については、今、お話しになっている線で私も大体いいと思うんですが、問題は価格のばらつきです。これが自由価格として市場の原理を働かせて、ばらついている価格というもののよさを出していこうという狙いだすると、現場の福祉用具を選定する、そのところの技術の問題が非常に大きいと思うんです。

そういう意味で、私は現場の人間ですから、現場の状況をお話ししますと、先ほど東島委員がおっしゃったように、圧倒的に利用者は介護支援専門員の方の、あるいは福祉用具の関係者の人たちの意見を聞いて決めているわけで、例えば私が言ったら 100%なんです。頼りないと思う介護支援専門員でも 50~60%はその人のいうことを聞いて選んでいる。これが実態だと思います。

そうすると、価格では動かないよというのは、確かにそのとおりなんです、それが 10%だからというだけではなくて、コーディネーターである介護支援専門員自身が価格についてどういう認識を持っているかというのは非常に大きな要素だと思います。

そういう点でからみますと、介護保険は保険ですから、多分介護支援専門員自身が公定価格だと

思っている人たちも結構いる。たとえ自由価格、実勢価格だとわかっている、大して違いはないということで、いろんな業者に当たろうという努力は余りしていない。これが実態だろうと思います。自分が知っているところでやっている。あるいはどこかに所属している人だったら余計そうですね。

ですから、ここのところをもう少しきちんと指導しなければいけない、そこら辺のガイドラインをきちんと作ってやらないといけない。確かに 10%の価格では大した影響は出ないかもしれませんが、支援専門員ともなれば、保険料全体のことも考えてほしいわけですね。そういう点では、もう少し支援専門員の強化を図ることが重要だろうと思っています。

○田中滋座長 どうぞ、石川委員。

○石川良一委員 全く同じ意見なんですけれども、やはり現場のケアマネジャーに対してもそれだけの情報というものがしっかりともらわれていない。また、利用者は勿論ですけれども、やはりケアマネジャーもあるいは利用者も含めてオープン系の情報を IT 化の時代ですから、きちんと構築をして、だれでも情報を受け取る部分ができるようなシステムというものをつくっていく。価格は勿論ですけれども、機能等々も含めて、総合的に IT 化による情報アクセスができるような情報提供をして、情報をオープンにしていくということは、この際、必要なのではないかと思います。

○田中滋座長 村尾委員、どうぞ。

○村尾俊明委員 はずれ値のところですけども、こういう調査を初めてやって、実は私も驚いているんですけども、そもそも介護保険のサービスを提供する人と、サービスを受ける人が対等の契約という仕組みの中で、こういうものがどう動くかということに、全体に影響すると思うんです。

それで、はずれ値が出ているということについては、それだけではなくて、期間なんかと同じように影響していると思います。ずっと続いているかどうか。

この調査が 2003 年のデータですから、今もこうなっているかということは、どうかかなという気がしますね。これは、まだ介護保険制度が成熟していないから、こういうこともあるのかなという一面はあると思うんです。ですから、そういうことも含んで考える必要があるかと思います。

それから、やはり規制緩和ですから、それに対応するチェック機能とか、罰則という仕組みもここにしっかり持ち込んでいかないと、こういうものは解消しないと思います。はずれ値というので、高いのも、低いのもやはり原因があるわけですから、そこがわからないと対応のしようがないと思うんです。そこをしっかりと調べる、それから追跡をするとか、こういうことがあると思います。

それから、情報がちゃんと伝われば、うまくいくのではないかと思いますけれども、恐らく情報はうまく伝わらないと思います。利用者さんや家族に幾らいい情報を提供しても、それはわからないですね。ほかの福祉のサービスはすべてそうですけれども、ほとんど情報というのは理解してくれていませんね。たくさんあり過ぎてかえって困ってしまうぐらいですよ。

ですから、テクノエイド協会でもいろんな情報をもものすごく出しているんですけども、本人には、ほとんど役に立っていないですね。ですから、どこに提供するか、どういう形で利用者さんまで情報が届くかということが大事なので、ケアマネジャーさんがキーパーソンですけども、私は、今、4,000 点近いたくさんの種類があるし、いろんな機能があるものについては、専門の人がしっ

かり関わって、それで情報提供なり、適用していく仕組みをしっかりと定着させないと、こういうものは解消していかないと思います。

以上です。

○田中滋座長 また、1に戻っていただいても結構ですが、時間の都合上、3の方に行きます。今、村尾委員が言われたように、一般の単純な、消費者がたくさん経験を持つような財と違って、要は生まれて初めて使うような財については、情報の量の問題ではなく、だれに対してが大切であるのご指摘です。経済学もそのとおりに教えています。

ありがとうございました。1に戻っていただいても結構ですが、差し当たり3の問題、貸与か販売かという分類の話ですね。

伊藤委員、どうぞ。

○伊藤利之委員 この問題は、再認定をしていくにしても、その間に細かく障害のレベルというのは変わっていくんです。ベッドのように寝ている状態のものを支えている、そういう状態を支えているベッドの機能というのは単純ですから、これはいいとしましても、そのほか、移動に関係するような、例えば車いすは、まだ安全性が高いのですけれども、歩行器になると、もっと安全性が厳しくなってきます。

そういうようなものについては、再認定期間の間でも適応の条件が動くんです。これを定期的にチェックしていくことは現実には難しいことですので、はじめにそのことが予測つかないとだめだと思います。

ですから、私は最初に予後がある程度わかる、そういう技術がそこに入らないといけない。それによって危険な人とそうではない人とに分かれますので、そこでの判断が、その後のフォローに関係してくる。

そういうことで、私もこの用具に関しましては、今、村尾委員も言われましたけれども、それなりの専門家がきちんと入ることが大前提だと思いますので、そういうサービスをどうするか。先ほどから出ているように、物的なサービスと人的なサービスを分けてきちんと対応しなければいけないと思っています。

○田中滋座長 東島委員、どうぞ。

○東島弘子委員 今のお話に関連すると思うんですけれども、こちらの資料2のところに福祉用具導入プロセスというのがございます。介護保険は、当然福祉用具レンタルも、介護保険のケアマネジメントの一環の中で行われるというのが大前提になるわけなんですけれども、ここで必要性判断、介護支援専門員、品目の選定、支援専門員と専門相談員等書いてありますけれども、モニタリングというのがあります。

これは、先ほど福祉用具というのは、単に物だけではない、人のものも含めてだよというお話だったと思うんですけれども、モニタリングというところが、つまり何のために福祉用具を使うのか、今、伊藤先生もおっしゃいましたけれども、予測可能な効果というところまでいかないにしても、何のために使うのか、そして、それが目的と、そして品目の選定というところがどうなっているかという、現状では必要性の判断まではありますけれども、その後、他のサービスのような個別援

助計画というのは、介護保険の福祉用具貸与にはないんです。つまり、導入はしました。では、その後、どういう種目を何のためにして、それによってレンタルというのは、必要なものを必要な期間、そして状態に応じて借り換えができるからレンタルなわけですけれども、そもそもの目的と個別の援助、その人に合ったという援助計画がない中でやっているということは、前提の中でこのモニタリングがあっても、専門相談員がどう機能するかと、今、質の問題が出ておりましたけれども、その以前の問題として、制度の中でそういう仕組みがあってもいいのではないかと思います。それがあることによって、では、何のためにして、どういうふうに変化があったら借り換えることができるのかというのが1点。

もう一つは、だれにというところでは、やはりケアマネジャーさんとともに、サービス担当者会議の活用というのは大きいのではないのでしょうか。そこによって初めて専門職が一堂に会して、何のためにこの用具を使うのか、どういう用具が必要なのかという選定も、必要な方たちのお互いの知恵を可能にする。

ただ、残念ながら実態として、サービス担当者会議に必ずしも専門相談員がすべて出席しているというのは、なかなか忙しいところがあるのかもしれませんが。ただ、その辺はもう少し価格だけの問題ではなくて、質の問題というときに、担当者会議とモニタリングの活用というのがあるのではないかと思います。

○田中滋座長 どうぞ。

○伊藤利之委員 途中で変化もするものですから、私は前から考えているんですけれども、レンタルと給付を選択する。例えばレンタルでずっといって、途中で給付に変えるということがある程度できるようにする仕組みが有効なのではないかと思うんです。最初に給付にしてしまうと、今度は、予後予測がしっかりしていないと、使えなくなってしまうこともあります。ですから、初めはレンタルで、途中で給付に変えられる、そういうような仕組みがいいのではないかと思います。

○田中滋座長 どうぞ。

○石川良一委員 実態としては、価格も低くて、しかもメンテナンスの必要性も非常に低いものに対してもレンタルを認めてきたということで、結果としては、必要以上の給付費が長期にわたって費やされているというような実態もあります。

また、入院中はレンタルが認められないということで、現場では非常に混乱をするということで、こういう苦情も出ております。ですから、この際、杖ですとか、歩行器、手すりなど、販売、いわゆる購入種目にする必要があるのではないかと思います。はっきりとこういうものについては、レンタルではなくて、販売に移行していくというふうに分けていっていいのではないかと思います。そのことによって両者の利便の観点からも給付費の重点化、そして効率化が図れるのではないかと思います。

○田中滋座長 種目を限定して移したのではないかと思います。

どうぞ。

○池田茂委員 今回、どういうふうに介護保険制度が変わるかどうかわかりませんが、言いたくて、言いたくてしようがなかったんですけれども、4月の改正で、ベッドは26万3,000台、



車いすは11万3,000台引き上げたんです。一応6か月の猶予期間はいただいたんですけれどもね。ですから、合わせて40万人近い、両方借りている人もいますから、30万人以上の人から貸しはがしたんです。それで、お客さんは、怒りますし、それに携わる我々の企業の現場の社員は、みんな嫌な思いをしたわけです。

ですから、今度またやるときに、そういうふうにはならないような形にしていきたいんです。

我々経営の立場からすると、持ってきたのは、今、在庫で、倉庫にベッドなんか入らないですよ。ですから、今度は、また変えると思うんですけれども、そういうことが二度とないように、変えるのは結構ですけれども、お客さんと、我々事業者のことも思って変えていただきたいなと思います。

今回の改正で、本当に我々はひどい目に遭ったというか、それをここで言いたいんですけれども、ですから、今の軽度の方、本来なら私は給付の方がいいと思いますよ。なぜ高くなるかという、安い商品も高い商品もレンタルするコストはほとんど同じなんです。安い商品だから、手間賃、コスト、高い商品だからとそんなに差はないんです。ですから、やはり安い商品は給付の方がいいと思うんですけれども、これでまた給付にするよと言われてたら、また今まで貸している商品がばつと戻ってくるわけです。

ですから、一応私供の業界としては、こういう単価の低い商品も貸しているわけですから、購入と並列で、ずっとそういうふうにやってくれとはいいませんけれども、3年ぐらいは並列で、3年経ったら全部給付にしますよとか、いきなりはさつとやらない制度にしていきたいんです。

○田中滋座長　こちらを向いて言われてもね。

どうぞ。

○古都賢一振興課長　前回改定でございますね。昨年1月でありますけれども、答申をいただいて、それから施行が4月ということでございましたので、大変短期間でした。

そういう意味では、前回の改定は、制度改正に伴う新しいサービスの報酬設定と、これまでやっていたサービスの報酬と運営基準の設定の見直しとか、両方やったものですから、決して言い訳にはならないわけでありましてけれども、かなり膨大な量を短期間でこなさざるを得なかったわけです。

したがって運用について、情報提供が五月雨式になって十分利用者さんに至るまで、行き届かなかった面はあるのではないかと、反省をしております。

ただ、内容を全部決めて出すとなると、例えば3月31日に出しても世の中動きませんので、徐々にコンセプトから、中くくりから小くくりと情報を流していくことになるんですけれども、今後はもう少し丁寧にきちんとやっていかなければいけないと思っております。

それと、先ほどのお話は経過措置の期間ですが、半年でどうだったかという御議論がございました。この辺りも、逆に池田委員とか、いろいろ現場の方の御尽力のおかげで、半年という形で何とかかなった部分もあるのではないかと受け止めておりますけれども、いずれにしても利用者の御理解とか、あるいは事業が継続するというようなことも踏まえて考えなければいけないので、当然、今、おっしゃったようなことは、いろんな仕組みを考える際に、円滑に移行するという観点でのお話でありますので、審議会でも当然御議論いただけるものだと思いますし、あるいは実務家としての我々としても何か見直す場合の円滑な移行というものには、十分意を配っていきたいと考えてお

ります。

○田中滋座長 木村(憲)委員、どうぞ。

○木村憲司委員 池田(茂)委員のお話が出たので、かぶせて言うつもりはありませんけれども、少なくとも昨年の軽度者に対する福祉用具の給付を原則禁止するという事で、特にベッドについては、70万台給付されていたベッドが、突然22万台のベッドが貸しはがしになったわけです。それは池田委員がおっしゃったとおりなんです、そのベッドが、福祉用具は実態としてどうなったかという、半数は家庭の皆さんが安く買い取ったか、あるいは供給業者の方々が非常に廉価でレンタルを自費だけで続けている。

ところが、10万台以上のベッドが市場に戻ってきたわけです。これが中古品として、今、流通しているわけです。勿論介護保険が始まって7年は経っていますし、それ以前からレンタル事業を営む方は、ベッドをレンタル資産として買っておられる方もあるわけで、9年、10年経過している福祉用具が中古品として販売されてしまったということで、これに対する製品の不具合とか、あるいはメーカーとしてのクレームについての保証とか、そういう問題については非常に大きな問題を残したということが1つ言えると思います。

私が申し上げたいのは、販売と給付、レンタルということを考えると、福祉用具というのは、一般論としては、お年寄りの状態が変化しやすく、片や福祉用具は日進月歩で進んでいく、より適切な福祉用具をより適切な状態像の方に使っていただきたいということが前提であると、やはり一度買い取ったものよりも、すぐに借り換えられるレンタルという制度はいいと思うんです。

それと同時に、福祉用具は不必要になったときに、圧倒的にすぐ引き上げてもらいたいというニーズが大きいわけです。そうすると、レンタルであれば、引き上げあるいは廃棄も専門業者が担えるわけです。

もう一つは、昨年からのモニタリングというのが始まって、善良な供給業者の方々は、3か月に一度とか、あるいは毎月とか、モニタリングをやっているわけです。そのときに製品の不具合とか、あるいはその福祉用具が現在の利用者の状態像にふさわしいかどうかということもアセスメントができる機会があるわけです。

そこで、モニタリングのときの、いわゆるチェック項目がきちんと標準化されていれば、モニタリングをするときの、いわゆるケアマネジャーの方、福祉用具専門相談員の方の知識レベルとか、成熟度とか、そういうものに余り左右されないで、きちんとしたチェック項目があれば、評価もかなり正しい評価ができると思うし、その評価が蓄積することによって、本当に福祉用具が利用者の介護度の進行をうまく止めていたか、あるいは福祉用具が過剰に給付されたことによって、私は大反対ですけども廃用症候群につながったという議論も現実にあったわけです。そういうものが正当に立証できると思うんです。ですから、モニタリングの機能をもう少し活用することによって、福祉用具の適正な流通というか、利用者の皆さんのところで正しく使われるということが望まれるのではないかと思います。

○田中滋座長 中古市場が存在する財の問題と、モニタリング機能が不足しているということですね。

どうぞ。

○東島弘子委員 今、モニタリングという言葉でありましたけれども、少し話したいのは、昨年 199 条という指定基準の中で、6 か月に一遍、ケアマネジャーと福祉用具専門相談員は必要性の判断をするということが指定基準の中に入ったわけなんです。

ただし、その中で専門相談員は何をするのかということまでは明確にはなっていないわけなんです。先ほど来、申し上げた個別援助計画というのものない中で、モニタリングといっても何をモニタリングするのか、今、おっしゃったようなのが、まずないというのが 1 点あるんです。

それで、レンタルのよさというところでは、私もアンケートをしてみますと、例えば専門相談員さんが訪問してみると、電動ベッドの足の脚座とって、下を止めている止め具がはずれていて、本を挟んでいたということで、これでは危ないということに気がついた。

これは利用者、御家族からすれば、危ないとは思わずやってしまうということは、ありがちな話なんです。そういうときに、売り切り、渡し切り、では給付ではなくてレンタルということによって、数か月なのか、その頻度はわかりませんが、訪問することによって安全性を担保するということが大いにあり得るのかなと思います。

ただし、もう一点価格の話で言えば、資料 4 の 3 の長期間の部分がありますね。私個人的には、自由価格というところは担保すべきではあると思いますけれども、ここに論点として、現行制度における課題として平均貸与期間が平均回収期間を超えて、貸与される種目は貸与という方式にはなじまないのではないかと。私個人は、そこはどうなのかなと思うんですけれども、ただ、同一価格、つまり常に同一価格のものが、つまり同じ種類のもの、同じ品目のものが 1 か月のレンタル料がずっと今ですと何 10 か月経っても変えられない。自由価格であるならば、変えることというのは可能なかもしれないんですけれども、今の制度では同じ価格で行く、その辺りはどうなのかという課題があるというのが 1 点。

最後になりますけれども、2 点目として、そうは言いながら介護保険制度の中で、福祉用具貸与もほかのサービスと同じように、今回、事業者の実態調査損益について、池田(省)先生から大変回収数が少ないというような御指摘がありましたけれども、初めてやったものだとして理解しております。ほかの事業においては、介護経営実態調査というのをやっております、基礎調査として 3 年に 1 回、ただし、これは福祉用具においては自由価格であるために、こういう調査をやったことがなかったですね。ですから、今後そういうことの調査というのもある程度必要なのではないかと。そのことによって、価格なり事業がどうなって動くかというのが、また考える材料になるのではないかと。思います。

以上です。

○田中滋座長 ありがとうございます。村尾委員、どうぞ。

○村尾俊明委員 レンタルと購入のところですけども、今、2 つに分かれているのは、それなりに理由があつて適切だと思いますけれども、適当な時期に見直しをしていく必要があると思います。やはりレンタルから購入にする。購入からレンタルに変えるのもあると思います。

それから、例えば同じ歩行器というのは、安いものが 1 万円台から、高いのは 10 万円台があり

ますから、歩行器の中でも歩行器と歩行車というのが、種類も約 30 種類以上あるんです。たくさんありますから、伊藤先生がおっしゃったように、私は両方、購入かレンタル、選択制にすればいいと、それを持ち込むと混乱するとすれば、もう少し品目を細かく見て整理をする必要もあるのかなど、そんな気がしております。

以上です。

○田中滋座長 ありがとうございます。3については、よろしいですか。

どうぞ。

○山内繁委員 ちょっと話がずれてしまうんですが、品目の問題が出てきたので、これは是非ここでもし考えることができるのならば考えていただきたいのは、余りにも品目が固定されているわけです。そのために、本来は含まれないものが含まれるという形で動いているわけです。

具体的に、この中に書いてある範囲の考え方のところでは、ベッドの付属品の中に、スライディングボードなんかが入っているんです。

スライディングボードというのは、本来は単独であちこち動かして使うものですから、ベッドの付属品ではないんです。しかし、ベッドと、これもトランスファーのときにあると非常に便利であるし、安全性が確保される。どうすべきかということで、結局やむを得ずベッドの付属品としてスライディングボードが認められているということになっているわけです。どこの福祉用具の分類システムにいても、スライディングボードがベッドの付属品だなんて書いてあるところはどこにもありません。全く違う、ISOの分類でも全く違う大分類の中に入っているわけです。こういうことをしないと、本当に必要なものが利用者の手元に届かないシステムになっていると思います。

ですから、もう少しフレキシブルに実態に即して必要な品物を、あるいは種目を変更する、あるいは増やす、そういうことが可能な制度を、是非この際一緒に考えてもらいたいというふうに思いました。

○田中滋座長 今の分類が固定されているのはいかぬとの点は、学問の世界あるいは業界からちゃんと証拠があれば、別に永遠に固定する気はないわけでしょう。

○古都賢一振興課長 基本的に告示等で定めている範囲については、我々だけで決めるということでは適切ではありませんので、本日お集まりいただいている先生方も含めて、まずは全国から情報を集めていただくことにしております。事業者さんそのものからいただく情報もあるし、あるいはテクノエイド協会からいただく情報もあるでしょうし、あるいは介護実習・普及センターとか、そういったものが全国の県に拠点としてございますので、ここからいただくこともあります。

そこで、例えばこういう用具が最近出てきて非常に効果があるというものがあり、その際に、効果がありや、なしや、保険になじむかどうかとか、いろんな観点で検討する専門家の検討会を私どもの内部でも持たせていただいております。そこで精査をさせていただいて、大体3年に一度の介護保険事業計画に合わせ、新たな種目を立てるべき、あるいはそうせざるべきだということだということを必要に応じて審議会にお諮りしております。

ただ、今、言われましたように、もう少しきめ細かくやっていかなければいけない面もあるのかなどと思いますので、介護給付費分科会にお諮りするための支援システムとして、そういう専門家の

意見を聞くという場を持っているわけですが、その辺りの手順についてもいろいろ今後見直して、もう少し柔軟な形でやれるかどうかということを検討してみたいと思います。

○田中滋座長 どうぞ。

○東島弘子委員 今のお話で、例えば歩行器のお話がありましたけれども、歩行器というものがございます。そのときも、歩行器で例えば病院から退院して、本当にリハビリテーションの段階で歩行器を使うという部分と、同じ歩行器の項目の中に補助車でしたか、ほとんど見た目はシルバーカーのような、いわゆる軽度な方が要支援とか、要支援2ぐらいの方が買い物に使うのに近いようなものも混在しているんです。

ですから、このときに貸与か給付かというときに、やや悩ましいのは、そういうものが同じ種目になっているわけで、使う人の機能、恐らく想定される人は違うものが、そういうものが入ってしまう。明らかに軽度の方がお使いになっているもので、比較的価格の安いものもある。そうだとしたら、それは仮に購入であっても構わないだろう。だけれどもそうではないものもあると、それが一緒になっている「歩行器」という種目です。ややこしいところで、もう少しフレキシブルというのは、私も同意見です。同一に言えば、施設に入院、特に特養とか施設にお入りになるときに、今ですと、家で使っていたものが、使えない、要するに施設の中でのものを使うという問題もあると思うんです。そういうようなところも、もう少しフレキシブルに使うことはできないのかなという課題が貸与と購入のところにもあるのかなというふうに思います。

○田中滋座長 どうぞ。

○伊藤利之委員 レンタルと給付との間で、混乱が生じる可能性は確かにあるかもしれませんが、先ほど来言っていますように、ここをフレキシブルに考える必要があるだろうと私は思っています。

例えば自立支援法で車いす等を出す場合、今は補装具費の支給になっていますが、以前は全部給付だったわけです。ですから、身体障害者の更生相談所のような専門機関があって、そこがきちんと判定をして給付してきたわけです。予後予測まできちんと、判定医師もそれに加わってやっているわけです。

そういう仕組みが介護保険にはないわけで、今、あるのは介護支援専門員と福祉用具の専門員、そういうレベルでやっているわけです。

これは、なぜそれでいいかと言えばレンタルだからなんです。適合が悪かったら、あるいは使わなかったらお返しして、また別のものに変えられる。お返しできるということが、その条件だろうと思います。

補装具の給付と同じような仕組みにすると、すごいお金がかかってしまうという問題もある。本当ならば、その人にきちんと合ったものが提供されれば、一番いいわけですが、そういう仕組みをつくるには大変な労力とお金がかかりますから、それをしないからレンタル制度がいいという、そういう面があると思うんです。

そうだとすると、レンタルで借りていたものがずっと使われているとすれば、ある意味、その人にとってはそれが適しているという証明がついたと見なしてもよいと思いますので、それを担保に給付に変えるということが出来ると、非常に使い勝手はよくなるだろうと思います。利用者の立場